

別紙1

要求仕様書

1. 概要

本仕様書は、低炭素原料（廃プラスチック再生油・バイオマス由来油等）の腐食性試験（以下、本業務）の仕様を定めたものである。

2. 契約期間

契約締結日から2026年3月31日まで

3. 仕様

(1) 本業務の目的

本仕様書は、低炭素原料（廃プラスチック再生油・バイオマス由来油等）の腐食性試験を行うことを目的とする。

(2) 業務範囲

本業務の範囲は、別紙2「仕様明細書」のとおりとする。

(3) 結果報告（成果物）

別紙2「仕様明細書」に定める報告書を成果物として提出する。

(4) 発注方法

当センターは必要の都度、受注者に見積依頼を行い、見積書を取得して、当センター所定の注文書により本業務の発注を行い、受注者は請書を提出する。

(5) 納入期限

当センターよりサンプル送付後速やかに試験を行い、サンプル到着後30営業日以内かつ2026年2月27日迄に（3）に記載の成果物を提出すること

(6) 納品場所

〒136-0082 東京都江東区新木場二丁目3番8号 三井リンクラボ新木場1（2F）
一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター
製造プロセス技術部 ペトロリオミクス技術研究室

4. 検収

(1) 検収は、本仕様書に記載した仕様を全て実施し成果物が提出されていることを満たしていることを当センターが検査により確認した時をもって完了とする。

(2) 検査により不合格となった場合は、速やかに受注者の責任において必要な処置を行い、再度検査を受けなければならない。

5. 異常時の処置

検収により異常が発見された場合、その原因が受注者に責任がある場合は、速やかに受

注者の責任において当センターの承認を受け、無償で必要な修正等の処置を講ずるものとし、更に当センターの検収を受けなければならない。

6. 保証

受注者が納入した成果物について、契約上の不適合が見つかった際に、その原因が当センターに責任がある事由（受注者が知りながら告げなかった場合を除く）以外の場合、且つ、その不適合の発見から1年以内に当センターから通知を受けた場合は、当センターの求めに応じて受注者は速やかに無償で必要な処置を講じなければならない。

7. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、別途協議のうえ定めるものとするが、受注者はこれまでの経験、実績等を活かし適切な助言を行い、最良の結果となるよう努めなければならない。
- (2) 納期の遅延が受注者の責任範囲内において明らかになった場合は、速やかに当センターに連絡し、別途協議するものとする。

8. 備考

- (1) 試験に使用するサンプルは本業務の目的以外には使用してはならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は契約書及び仕様書に関する疑義が生じたときは、別途協議の上定めるものとする。
- (3) 受注者は、本業務実施に当たり、性状分析試験に係る経験、実績等を活かして適切な助言を行い、最良の結果となるよう努めなければならない。
- (4) 納期の遅延が受注者の責任範囲内において明らかになった場合は、速やかに当センターに連絡し、別途協議するものとする。

以上